資料　2

本市の保育料月額（案）
【１号認定子ども】

公立幼稚園，新制度に移行する私立幼稚園及び認定こども園（教育）の保育料

対象者：平成２７年度以降に入園する園児（入園時の年齢は問わない）

階層区分		世帯の推定年収	保育料（入園料込み）	
			国基準（上限）	芦屋市
A	生活保護世帯等	―	０円	０円
B	市町村民税非課税世帯＊ （市町村民税所得割非課税世帯含む）	～２７０万円	９,１００円　→ ３,０００円	２,０００円
C1	市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	～３６０万円	１６,１００円	６,５００円
C2	市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	～６８０万円	２０,５００円	１０,０００円
C3	市町村民税所得割課税額 301,000 円以下	～９３０万円	２５,７００円	１２,０００円
C4	市町村民税所得割課税額 301,001 円以上	９３０万円～	２５,７００円	１５,０００円

＊第２階層で，母子世帯等，在宅障がい児（者）のいる世帯，その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）は，Ａ階層の金額を適用する。

※小学校３年生までの子どもで，最年長の子どもから順に２人目の園児は半額，３人目以降の園児は無償となる。

※　上記保育料（案）は，現在検討中のもので決定したものではありません。

本市の保育料月額（案）
【１号認定子ども（経過措置）】

公立幼稚園における在園児の保育料経過措置

対象者：平成２７年３月３１日に在園し引き続き平成 27 年度に在園する園児（在園児）
下記のとおり現行の利用者負担と同水準の負担となるように経過措置を設ける。

階層区分		世帯の推定年収	保育料
			芦屋市
A	生活保護世帯等	―	０円
B	市町村民税非課税世帯（市町村民税所得割非課税世帯含む）	～２７０万円	０円
C1	市町村民税所得割課税額 59,000 円以下	～３１０万円	４,７５０円
C2	市町村民税所得割課税額 59,001 円以上	３１０万円～	９,５００円

※小学校３年生までの子どもで，最年長の子どもから順に２人目の園児は半額，３人目以降の園児は無償となる。

※　上記保育料（案）は，現在検討中のもので決定したものではありません。

幼稚園一時預かり事業に係る預かり保育料（案）

【私立幼稚園・認定こども園】

各園が額を定める。

【公立幼稚園】

区　分	預かり保育料
春季・夏季及び冬季の休業日	日額８００円
上記以外の日	日額４００円

※以下の世帯は預かり保育料を徴収しない。
①生活保護世帯等　②市町村民税非課税世帯のうち，母子世帯等，在宅障がい児（者）のいる世帯，その他の世帯
（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）

〔平成２６年度からの変更点〕
預かり保育料の減額に係る取扱い
（現　行）全額免除となる世帯：生活保護世帯及び市民税非課税世帯
半額減額となる世帯：市民税所得割課税額 59,000 円以下の世帯
（変更後）徴収しない世帯：①生活保護世帯等②市町村民税非課税世帯のうち，母子世帯等，在宅障がい児（者）のいる世帯，その他の世帯
（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）　※保育所の延長保育の取り扱いに準ずる
なお，経過措置として，平成２７年３月３１日に在園する園児に係る平成２７年度の預かり保育料については，現行の減額基準を準用する。

※　上記保育料（案）は，現在検討中のもので決定したものではありません。

本市の保育料月額（案）
【２号認定子ども】

階層区分		世帯の推定年収	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	―	０円	０円
B	市町村民税非課税世帯＊	～２６０万円	５,０００円	４,９００円
C１	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	～３３０万円	９,０００円	８,８００円
C２	市町村民税所得割課税額 67,500 円未満	～４００万円	１３,５００円	１３,２００円
C３	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	～４７０万円	２２,０００円	２１,６００円
C４	市町村民税所得割課税額 125,500 円未満	～５３５万円	２８,０００円	２７,５００円
C５	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	～６４０万円	３０,０００円	２９,４００円
C６	市町村民税所得割課税額 251,000 円未満	～８１０万円	３２,５００円	３１,９００円
C７	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	～９３０万円	３４,０００円	３３,４００円
C８	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	～1,１３０万円	３７,０００円	３６,３００円
C９	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	1,１３０万円～	４１,０００円	４０,３００円

＊　Ｂ階層で，母子世帯等，在宅障がい児（者）のいる世帯，その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）は，Ａ階層の金額を適用する。

※注　同一世帯から２人以上の就学前児童が保育所，幼稚園等を利用している場合，最年長の子どもから順に２人目の園児は半額，３人目以降の園児は無償となる。

※　上記保育料（案）は現在検討中のもので決定したものではありません。

本市の保育料月額（案）
【３号認定子ども】

階層区分		世帯の推定年収	保育標準時間	保育短時間
A	生活保護世帯	―	０円	０円
B	市町村民税非課税世帯＊	～２６０万円	５,５００円	５,４００円
C１	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	～３３０万円	９,５００円	９,３００円
C２	市町村民税所得割課税額 67,500 円未満	～４００万円	１５,０００円	１４,７００円
C３	市町村民税所得割課税額 97,000 円未満	～４７０万円	２５,５００円	２５,０００円
C４	市町村民税所得割課税額 125,500 円未満	～５３５万円	３５,５００円	３４,８００円
C５	市町村民税所得割課税額 169,000 円未満	～６４０万円	４３,５００円	４２,７００円
C６	市町村民税所得割課税額 251,000 円未満	～８１０万円	５４,５００円	５３,５００円
C７	市町村民税所得割課税額 301,000 円未満	～９３０万円	６０,０００円	５８,９００円
C８	市町村民税所得割課税額 397,000 円未満	～１,１３０万円	７１,０００円	６９,７００円
C９	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上	１,１３０万円～	８９,０００円	８７,４００円

＊　Ｂ階層で，母子世帯等，在宅障がい児（者）のいる世帯，その他の世帯（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）は，Ａ階層の金額を適用する。

※注　同一世帯から２人以上の就学前児童が保育所，幼稚園等を利用している場合，最年長の子どもから順に２人目の園児は半額，３人目以降の園児は無償となる。

※　上記保育料（案）は，現在検討中のもので決定したものではありません。

本市の保育所延長保育事業に係る保育料（案）

【公立保育所・私立保育園・認定こども園・地域型保育事業】

区　分	保育料
登録料	月額2,０００円
利用料	１回２００円

※以下の世帯は延長保育料を徴収しない。
①生活保護世帯等　②市町村民税非課税世帯のうち，母子世帯等，在宅障がい児（者）のいる世帯，その他の世帯
（生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯）

※　上記保育料（案）は，現在検討中のもので決定したものではありません。

平成 27 年度からの利用契約先・保育料の支払先

平成 27 年度からは，以下のとおりとなります。

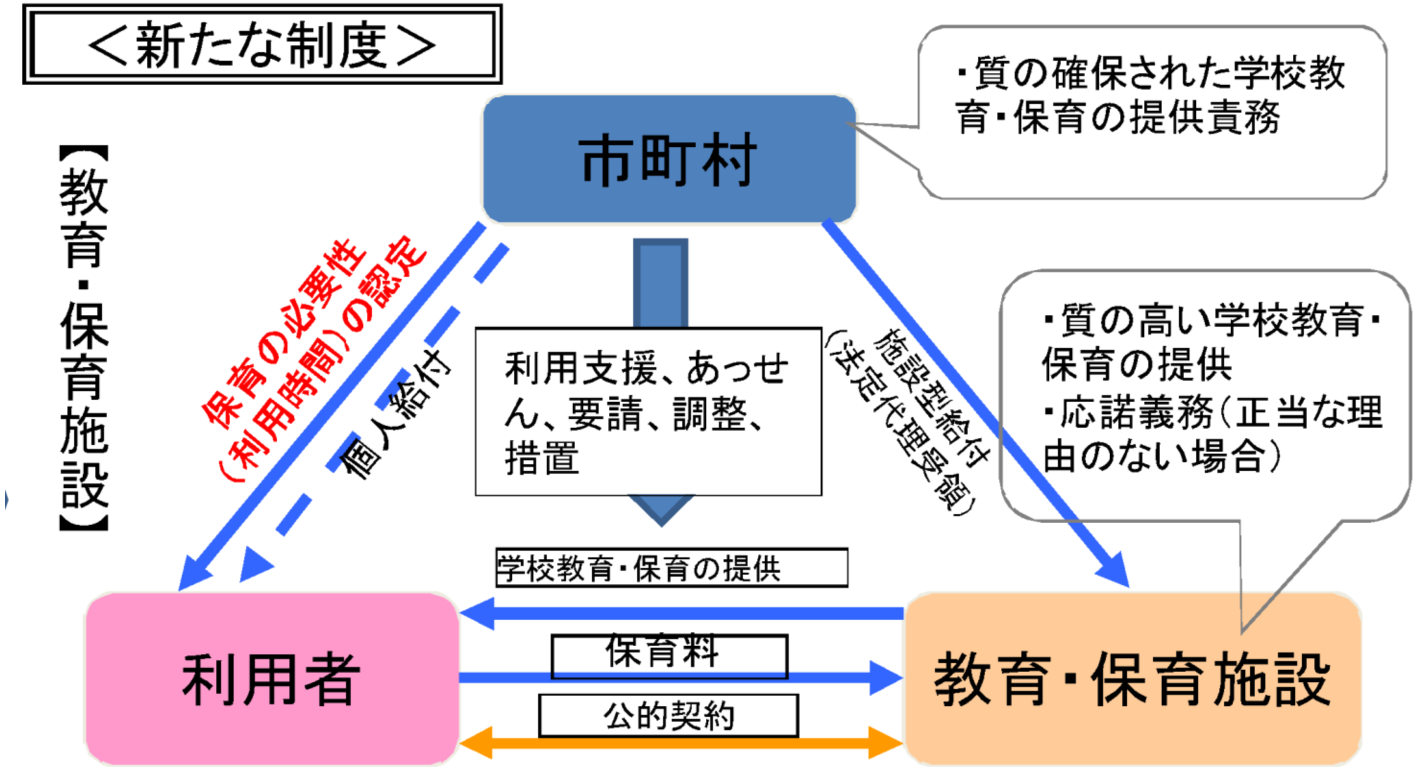

※　従来の体系に残る私立幼稚園は上記に含まれません。

延長保育について

平成 27 年度から保育標準時間と保育短時間における延長保育の取り扱いは，以下のとおりとなります。

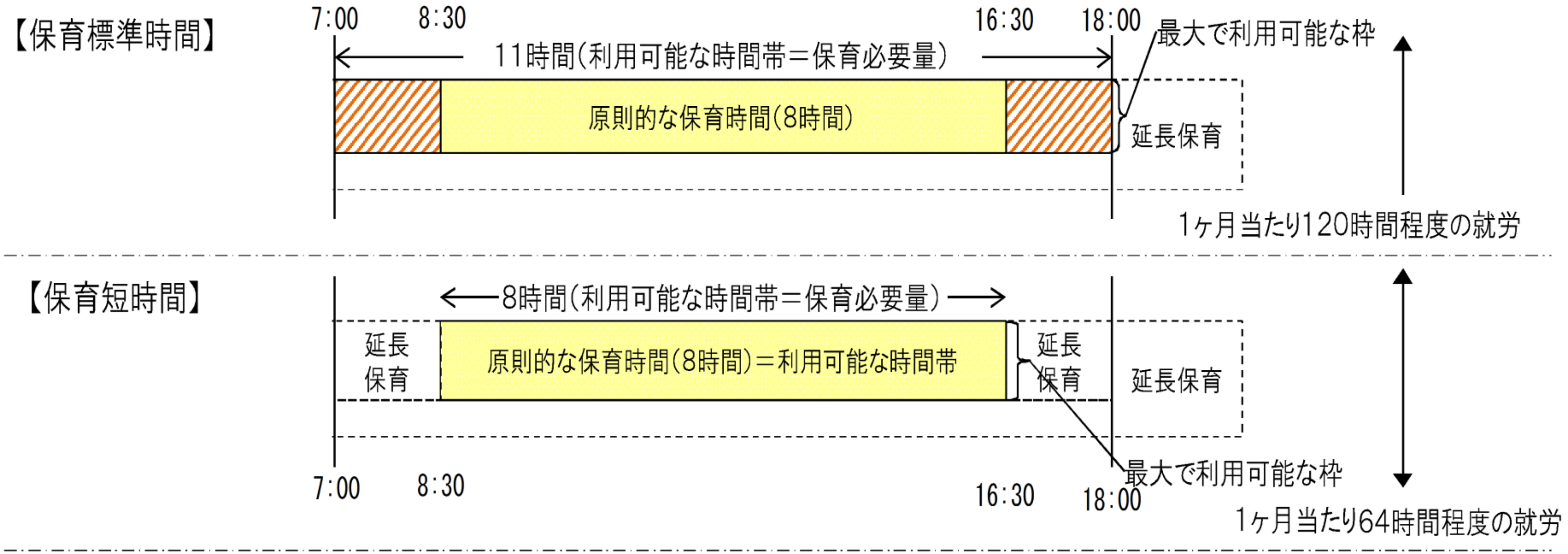

※　開所時間内（7:00～18:00）における「保育短時間」の延長保育料は，「保育短時間」の保育所保育料との合計が保育標準時間における保育所保育料までを上限とします。

保育短時間における延長保育料について

※　保育標準時間と保育短時間の月額保育料の差額が，1,300 円の場合

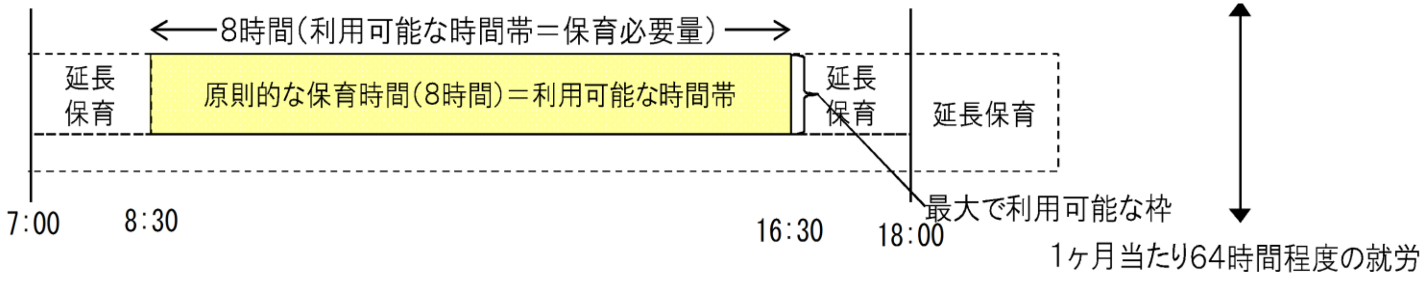

（例１）

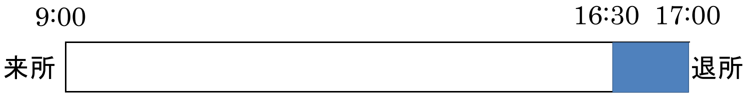

延長保育料　1,300 円／1 日（延長保育料は，月額 2,000 円＋1 回 200 円で計算しますが，保育標準時間の保育料額との差額が上限となります。）

（例２）

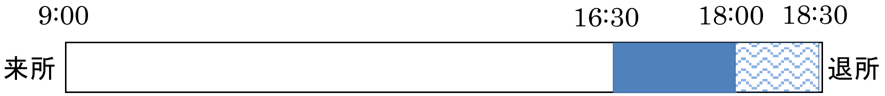

延長保育料　2,200 円／1 日（月額 2,000 円＋1 回 200 円）